

昭和 53 年 6 月 23 日
条例第 23 号

改正	昭和 55 年 10 月 1 日 条例第 6 号	昭和 57 年 3 月 31 日 条例第 19 号
	昭和 60 年 3 月 30 日 条例第 18 号	昭和 61 年 8 月 13 日 条例第 15 号
	昭和 62 年 7 月 11 日 条例第 6 号	平成 17 年 12 月 27 日 条例第 86 号

(設置)

第1条 本市は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 40 条に規定する児童厚生施設として、福知山市児童館(以下「児童館」という。)を設置する。

(名称及び所在地)

第2条 児童館の名称及び所在地は、別表のとおりとする。

(事業)

第3条 児童館において行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 健全な遊びと行事を通して、健康の増進と情操を豊かにすること。
- (2) 児童の知識の普及向上に関すること。
- (3) その他児童の健全な育成を図るために市長が必要と認めること。

(使用者の範囲)

第4条 児童館を使用できる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第4条に規定する児童
- (2) 児童福祉の増進のため使用を希望する者
- (3) その他市長が特に必要と認めた者

(使用の許可)

第5条 児童館を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず前条第1号に該当する者の使用については、別に市長の定めるところによる。

(使用許可の取消し等)

第6条 市長は、使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反又は違反するおそれがあるときは、使用の許可を変更又は取り消すことができる。

(使用料等)

第7条 使用料は、無料とする。

2 使用者は、市長が特に指定した場合においては、電気、ガス、水道、燃料等の実費を納付しなければならない。

(賠償責任)

第8条 市長は、使用者が故意又は重大な過失により施設又は設備を損傷又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償させることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。(昭和53年8月規則第12号で、同53年8月1日から施行)
(三和町、夜久野町及び大江町の編入に伴う経過措置)

2 三和町、夜久野町及び大江町の編入の日前に、三和町菟原児童館の設置及び管理に関する条例(平成5年三和町条例第5号)、夜久野町立児童館の設置及び管理に関する条例(昭和54年夜久野町条例第3号)又は大江町児童館の設置及び管理に関する条例(昭和60年大江町条例第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(昭和55年10月1日条例第6号)

この条例は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月31日条例第19号)

この条例の施行期日は、市長が定める。(昭和57年6月規則第9号で、同57年7月1日から施行)

附 則(昭和60年3月30日条例第18号)

この条例の施行期日は、市長が定める。(昭和60年4月規則第2号で、同60年4月27日から施行)

附 則(昭和61年8月13日条例第15号)

この条例の施行期日は、市長が定める。(昭和61年8月規則第19号で、同61年8月15日から施行)

附 則(昭和62年7月11日条例第6号)

この条例の施行期日は、市長が定める。(昭和62年7月規則第11号で、同年7月18日から施行)

附 則(平成17年12月27日条例第86号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

別表(第2条関係)

名称	所在地
福知山市堀児童館	福知山市字堀 2673 番地
福知山市南佳屋野児童館	福知山市字前田 33 番地の 24
福知山市前田児童館	福知山市字前田 1212 番地の 1
福知山市丘児童センター	福知山市字天田 506 番地
福知山市下六人部児童センター	福知山市字長田 2661 番地
福知山市庵我児童館	福知山市字猪崎 1761 番地
福知山市菟原児童館	福知山市三和町菟原下 1566 番地
福知山市額田児童館	福知山市夜久野町額田 218 番地の 4
福知山市上夜久野児童館	福知山市夜久野町板生 2738 番地の 4
福知山市南有路児童館	福知山市大江町南有路 1460 番地